

令和3年4月15日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について

この度、4月5日から5月5日までを期間としてまん延防止等重点措置を実施すべき地域が定められ、これに伴い基本的対処方針が変更されました。

これを受けて、国土交通省並びに内閣官房から各種の周知依頼がありましたので、基本方針並びに催物の開催制限、施設の使用制限等について添付文書をご確認いただき、引き続き感染予防対策を講じていただきたくお願い申し上げます。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993

事務連絡
令和3年4月12日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にあり
がとうございます。

4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県がまん延防止
等重点措置を実施すべき区域とされ、これに伴い基本的対処方針が変更されました。

これを受けて国土交通省から、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から
の通知のとおり、重点措置区域の公示及び基本的対処方針の変更、テレワーク等の推
進、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等
(別添1～3) について依頼がありました。

また、第21回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添4の
とおり、大臣指示がありました。

つきましては、貴会並びに貴会会員企業の皆様におかれましては、引き続き感染対
策にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

以 上